

氏名(本籍)	野田 耕(佐賀県)
学位の種類	博士(体育科学)
学位記番号	甲第83号
学位授与年月日	令和2年3月15日
学位授与の要件	文部科学省令学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	小学校の休み時間における小学生の主体的身体活動の背景要因：学校環境 および生活状況に着目して
審査員	主査 日本体育大学 教授 野井 真 吾 副査 日本体育大学 教授 鈴 川 一 宏 副査 日本体育大学 教授 岡 本 孝 信

《論文審査結果の要旨》

わが国では、保育や教育の現場から子どものからだや行動の異変が実感されはじめて半世紀が経過した。そして最近では、病気や障がいとはいえないものの、さりとて健康ともいえない「からだのおかしさ」に関する保育・教育現場の実感の実体として、前頭葉機能や自律神経機能、睡眠・覚醒機能といった「神経系」の発達不全や不調が推測されている。実際、日本の子どもを対象としたこれらの機能に関する事実調査の結果は、上記の推測がある程度の射ていること、ならびに、それらの機能の発達に身体活動が重要であること等を示唆している。しかしながら、身体活動を生起する環境要因や生活要因は、十分に明らかにされていない現状もある。加えて、種々の先行研究の結果を勘案すると、実施する身体活動が自発的か否かに注目することも重要であると考えられる。

このような状況を踏まえて、本学位論文では、子どもの主体的身体活動を生起する要因を学校環境ならびに生活状況の側面から明らかにすることを目的として、2つの課題が設定、遂行された。具体的には、いずれの研究課題においても1,000名超の小学3～6生を対象とした質問紙調査法により得られたデータの分析結果に基づいて、学校環境要因(第1章)と生活要因(第2章)が検討された。各章の概要は、以下の通りである。

第1章では、小学生の休み時間における主体的身体活動を生起する学校環境要因が検討された。その結果、性、学年に関わらず、比較的多くの時間が確保された昼休みの主体的身体活動の割合は50%以上(50.8～62.6%)であるものの、始業前(18.4～56.4%)と中休み(22.6～68.3%)は必ずしも高くない状況が示された。また、男女によるばらつきや学年による差も大きかった。一方、主体的身体活動を生起する有意な関連として、始業前では「性」と「遊びたい施設」が、中休みでは「性」、「学年」、「遊びたい施設」、「遊びたい用具」が、昼休みでは「遊びたい用具」、「教室階」、「身体活動の好嫌度」が抽出された。以上のことから、学校の休み時間における子どもの主体的身体活動を生起するためには、物理的な学校環境要因の改善が鍵であることが確認された。

第2章では、小学校の休み時間における主体的身体活動を生起する生活要因が検討された。その結果、主体的身体活動を生起する有意な関連は、始業前が「性」,「起床時刻・中間群」,「起床時刻・遅い群」,「朝食の摂取」,「スクリーンタイム・中間群」,「スクリーンタイム・長い群」,「習いごと」,「スポーツクラブ」,中休みが「性」,「学年」,「起床時刻・遅い群」,「スクリーンタイム・長い群」,昼休みが「スポーツクラブ」が抽出された。以上のことから、学校の休み時間における子どもの主体的身体活動を生起するためには、睡眠の改善やスクリーンタイムのコントロールなどの取り組みが必要であることが確認された。

これら各章での研究知見を踏まえて、本学位論文では子どもの主体的身体活動を生起するための今後の実践課題として、「物理的な環境要因の充実と睡眠状況やスクリーンタイムに関する取り組みの創造」が提案された。

審査では、本学位論文で得られた研究知見が教育現場での応用に期待できる科学的知見を含んでいるだけでなく、先行研究では十分に検討されてこなかった学校環境要因や生活状況要因の検討に真摯に向き合っていることが高く評価された。また、教育現場での諸調査には、調査校や対象者との信頼関係が不可欠である。その点、教育現場と連携を取りながら、各調査を企画、実行し、得られた研究知見を学術論文にまとめ上げるとともに、調査校にもその成果をフィードバックするという一連の作業は、申請者が自らの力で研究を立案、遂行、解析、解釈、公表するという研究者としての力量を十分に兼ね備えている証であることも確認された。その他、各審査員の質疑に対しても、的確かつ真摯に応答し続ける様子も確認できた。とりわけ、身体活動の客観的評価ができていないこと、対象学年が小学3～6年生に限定されていること、物理的な学校環境要因の充実や睡眠状況、スクリーンタイムに関する介入研究にまでは至っていないこと等、本学位論文の限界が的確に認識されており、今後の研究課題を探求する強い意欲も確認された。

以上のことから、審査員全員の一致を持って、申請者が博士(体育科学)の学位を授与されるに十分な学力と見識を有しているとの判断に至った。

《最終試験結果》

合格 ・ 不合格

2020年1月14日